



埼玉県報

第 631 号
令和 7 年(2025 年)
7 月 4 日
金曜日

目 次

条例のあらまし

- 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（人事課）
- 埼玉県税条例の一部を改正する条例のあらまし（税務課）
- 埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（社会福祉課）
- 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（公営企業・総務課）
- 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（下水道管理課）
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（県立学校人事課）
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（保健体育課）
- 埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例のあらまし（生涯学習推進課）
- 警察官に対する給貸与品に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（装備課）
- 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（選挙管理委員会）

条例

- 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 埼玉県税条例の一部を改正する条例（税務課）
- 埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例（社会福祉課）
- 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（公営企業・総務課）
- 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（下水道管理課）

- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（県立学校人事課）
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（保健体育課）
- 埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例（生涯学習推進課）
- 警察官に対する給貸与品に関する条例の一部を改正する条例（装備課）
- 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（選挙管理委員会）

規則

- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則（装備課）

管理規程

- 埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 令和7年度毒物劇物取扱者試験の実施（保健医療政策課）
- 狭山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道薄小森線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

本号で公布された条例のあらまし

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十一号）（人事課）

一 趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び埼玉県人事委員会が行った人事管理に関する報告を踏まえ、職員の仕事と育児の両立支援に関し必要な事項を定めるための改正

二 内容

(一) 部分休業の取得方法の拡充

(二) 仕事と育児の両立支援制度に関する周知など、任命権者が講じなければならない措置を規定

三 施行期日

令和七年十月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十二号）（税務課）

一 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、県たばこ税の加熱式たばこの課税方式を見直すとともに、規定の整備を行う。

二 内容

（一） 県たばこ税

加熱式たばこの課税方式を、重量と価格を基に課税標準を算出する方式から、重量のみを基に算出する方式に見直す。

（二） その他

規定の整備を行う。

三 施行期日

二（一） 令和八年四月一日

二（二） 公布の日、令和八年一月一日、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の施行の日、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十三号）（社会福祉課）

一 趣旨

社会福祉法の一部改正を踏まえ、被保護者等住居・生活サービス提供事業の開始前に必要な届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、罰則を課す等するための改正

二 内容

- (一) 被保護者等住居・生活サービス提供事業の開始前に必要な届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対する罰則を課す。
- (二) 市及び福祉事務所を設置する町村の長に対し、届出がされていない疑いがある又は虚偽の届出の疑いがある被保護者等住居・生活サービス提供事業を行う施設を発見したときは、遅滞なく、その旨を知事に通知するよう努める義務を課す。
- (三) 虚偽の届出をした事業者が、被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図ったときなどに、事業の停止等を命ずることができることを明確とするための改正を行う。
- (四) 「シー・ディー・ロム」等の具体の媒体名を定める規定について、「電磁的記録媒体」に改めるほか、法制上必要な改正を行う。

三 施行期日

令和七年九月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（埼玉
県条例第三十四号）（公営企業・総務課）

一 趣旨

県の一般職員に準じ、企業職員の給与の基準を改定するもの

二 内容

部分休業の取得方法の拡充に伴う規定整備

三 施行期日

令和七年十月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十五号）（下水道管理課）

一 趣旨

県の一般職員に準じ、流域下水道事業企業職員の給与の基準を改定するもの

二 内容

部分休業の取得方法の拡充に伴う規定整備

三 施行期日

令和七年十月一日

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十六号）（県立学校人事課）

一 趣旨

令和六年十月十七日付けの埼玉県人事委員会が行った人事管理に関する報告を踏まえ、学校職員の仕事と育児の両立支援に関し必要な事項を定めるための改正

二 内容

仕事と育児の両立支援制度に関する周知など、教育委員会が講じなければならない措置を規定

三 施行期日

令和七年十月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十七号）（保健体育課）

一 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額の改定をするための改正

二 内容

- (一) 補償基礎額の改定
- (二) 補償基礎額の扶養加算額の改定
- (三) 介護補償の額の改定

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十八号）（生涯学習推進課）

一 趣旨

埼玉県立加須げんきプラザ及び埼玉県立神川げんきプラザを廃止するための改

正

二 内容

（一）埼玉県立加須げんきプラザ及び埼玉県立神川げんきプラザの廃止

（二）廃止に伴う規定の整備

三 施行期日

令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

警察官に対する給貸与品に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十九号）（装備課）

一 趣旨

警察法施行令の一部改正に伴い、これに準じて、警察官に支給するスカートを廃止するとともに、支給する被服の品目を見直す等するための改正

二 内容

（一） スカートの廃止

（二） 支給する被服の品目の見直し

（例）

現行	改正後
冬ワイシャツ 合ワイシャツ	制服用ワイシャツ

（三） 規定の整備

三 施行期日

令和七年七月四日

本号で公布された条例のあらまし

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十号）（市町村課）

一 趣旨

選挙長等の報酬の額を改定するための改正

二 内容

(一) 選挙長、選挙分会長及び審査分会長の報酬

現行 一〇、八〇〇円

改正後 一二、二〇〇円

(二) 選挙立会人及び審査分会立会人の報酬

現行 八、九〇〇円

改正後 一〇、一〇〇円

三 施行期日等

公布の日から施行し、令和七年七月二十八日に任期が満了することとなる参議院議員の任期満了による選挙から適用

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十一号）（市町村課）

一 趣旨

選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に係る公費負担額を改定するとともに、規定の整備をするための改正

二 内容

（一）選挙運動用ビラの作成の公営

（例）五万枚以下（一枚当たり）	現行	七円七十三銭
	改正後	八円三十八銭

（二）選挙運動用ポスターの作成の公営

（例）印刷費（一枚当たり）	ポスター掲示場数が五百以下	現行	五百四十一円三十一銭
		改正後	五百八十六円八十八銭

（三）規定の整備

個人演説会告知用ポスター（埼玉県知事の選挙の場合に限る。）に関する規定の削除

三 施行期日等

（一）二（一）及び二（二）は、公布の日から、二（三）は、令和八年一月一日から施行
（二）二（一）及び二（二）は、施行の日以後その期日を告示される選挙から適用

条 例

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十一号

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第一条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条第三項」を「第十九条第六項」に、「第十九条第一項及び第二項」を「第十九条第一項、第二項、第三項及び第五項」に改める。

第三十条第二号中「次のいずれにも」を「第二条第四号ロに」に改め、同号イ及びロを削る。

第三十一条の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第一項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下この条において「第一号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第二項及び第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（第二号部分休業の承認）

第三十一条の二 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下この条において「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

第三十一条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年

四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第三十一条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- 一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分
- 二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

（育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情）

第三十一条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第三項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（第三十三条において「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第三十三条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第三十三条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第二条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第一項中「（次条）の下に「並びに第十六条の二第一項第二号及び第二項第二号」を加える。

第十六条の次に次の一条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十六条の二 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第三十四条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「第一項申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 第一項申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- 二 出生時両立支援制度等の請求等に係る第一項申出職員の意向を確認するた

めの措置

三 職員の育児休業等に関する条例第三十四条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する第一項申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第一項申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育することを申し出た職員（以下この項において「第二項申出職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第二項申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る第二項申出職員の意向を確認するための措置

三 第二項申出職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する第二項申出職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第二項申出職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附則第九条中「（平成四年埼玉県条例第六号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間において、職員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で同条第一項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第三十一条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

3 任命権者は、施行日前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十六条の二第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措

置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第三十二号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第二十三条中「扶養控除額」の下に「、特定親族特別控除額」を加える。

第二十五条の二第三号口中「知事又は教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う」を「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第六条の認可（知事の認可に限る。）を受けた」に改める。

第二十六条の六第一項中「者に限る。」の下に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）」を加える。

第三十四条の五中「当該ゴルフ場の公衆の見やすい箇所に」を削り、「金額を」の下に「インターネットの利用その他の方法により」を加える。

附則第十六条から第十九条までを次のように改める。

（加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例）

第十六条 令和八年四月一日以後に第三十三条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（法第七十四条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、法第七十四条の三の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第三十三条の三第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（法第七十四条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

一 葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則で定めるところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則で定めるものに係る部分

の重量を除く。以下この項において同じ。）の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

- 二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

- 2 前項第二号に掲げる加熱式たばこ（法第七十四条の三の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の施行令で定めるものについては、同項第二号ただし書の規定は、適用しない。

第十七条から第十九条まで 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十四条の五の改正規定 公布の日

- 二 第二十三条及び第二十六条の六第一項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 令和八年一月一日

- 三 附則第十六条から第十九条までの改正規定並びに附則第四項及び第五項の規定 令和八年四月一日

- 四 第二十一条第五項の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の施行の日

- 五 第二十五条の二第三号ロの改正規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の埼玉県税条例（以下「改正後の条例」という。）第二十三条の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第二十六条の六第一項の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「二号施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公

的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する改正後の条例第二十六条の六第一項の規定による申告書について適用し、二号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の埼玉県税条例第二十六条の六第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

4 次項に定めるものを除き、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（改正後の条例附則第十六条第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

5 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、埼玉県税条例第三十三条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第三十三条の三第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び改正後の条例附則第十六条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 埼玉県税条例第三十三条の三第三項の規定により換算した紙巻たばこ（改正後の条例附則第十六条第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 改正後の条例附則第十六条の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

条 例

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十三号

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年埼玉県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第四十九条」を「―第四十九条」に改める。

第三条第二号中「第十一条第三号」を「第十一条第一項第三号」に改める。

第十六条第七項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第三十六条に次の二項を加える。

7 市及び福祉事務所を設置する町村の長は、第二項の規定による届出がされていない疑いがある又は虚偽の届出の疑いがある被保護者等住居・生活サービス提供事業を行う施設を発見したときは、遅滞なく、その旨を知事に通知するよう努めるものとする。

8 市及び福祉事務所を設置する町村の長が無料低額宿泊所について前項の規定による通知を行う場合における同項の規定の適用については、同項中「第二項」とあるのは、「法第六十八条の二第二項」とする。

第四十一条第一項中「しない」を「せず、又は虚偽の届出をした」に改め、同条第二項中「知事は、」の下に「第三十六条第一項又は第二項の規定による届出をした」を加え、「第三十六条第三項」を「同条第三項」に改める。

第四十六条第一項中「第三十六条から第三十八条まで」を「第三十六条第一項から第六項まで、第三十七条、第三十八条」に、「、第四十八条及び第四十九条」を「及び第四十八条から第四十九条まで」に改める。

第四十八条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二 第三十六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十九条中「前条」を「前二条」に、「同条」を「各本条」に改める。

附 則

この条例は、令和七年九月一日から施行する。

条 例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第三十四号

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

条 例

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第三十五号

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

年埼玉県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

条 例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十六号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第一項中「（次条）」の下に「並びに第十八条の二第一項第二号及び第二項第二号」を加える。

第十八条の二を第十八条の三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出をした学校職員等に対する意向確認等）

第十八条の二 教育委員会は、学校職員が当該学校職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該学校職員（以下この項において「第一項申出学校職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第一項申出学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る第一項申出学校職員の意向を確認するための措置

三 この項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する第一項申出学校職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第一項申出学校職員の意向を確認するための措置

2 教育委員会は、三歳に満たない子を養育することを申し出た学校職員（以下この項において「第二項申出学校職員」という。）に対して、県教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第二項申出学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る第二項申出学校職員の意向を確認するための措置

三 第二項申出学校職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する第二項申出学校職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想され

る職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第二項申出学校職員の意向を確認するための措置

- 3 教育委員会は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 教育委員会（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第一号に掲げる学校職員については埼玉県教育委員会を、同条第二号に掲げる学校職員については市町村の教育委員会をいう。）は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前においても、改正後の第十八条の二第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項各号及び第二項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同条の規定により講じられたものとみなす。

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十七号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「及び第三号から第六号までのいずれか」を削り、「二百十七円」を「四百三十四円」に、「第二号」を「第二号から第五号までのいずれか」に、「三百三十四円」を「二百十七円」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第七条の二第二項第二号中「八万二千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同項第四号中「四万六百元」を「四万二千七百元」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、六一八円」を「七、二八五円」に、「八、二八三円」を「八、八五〇円」に、「九、七九五円」を「一〇、七八八円」に、「一〇、九二三円」を「一一、九六三円」に、「一一、七一八円」を「一二、六二五円」に、「一二、四三八円」を「一三、〇九八円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、五六八円」を「六、一一〇円」に、「六、四七〇円」を「七、〇四五円」に、「七、〇三八円」を「七、五〇五円」に、「八、〇九三円」を「八、六二三円」に、「八、九五〇円」を「九、二七〇円」に、「九、三九八円」を「九、六二〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条第三項（次項及び附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、令和七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

3 令和七年四月一日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに令和七年四月一日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額に係る改正後の第二条第三項の規定の適用については、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」と、「四百三十四円」とあるのは「三百八十四円」と、「それぞれ」とあるのは「配偶者である扶養親族については二百十七円を、それぞれ」とする。

4 施行日から令和八年三月三十一日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額に係る改正後の第二条第三項の規定の適用については、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」と、「四百三十四円」とあるのは「三百八十四円」と、「それぞれ」とあるのは「配偶者である扶養親族については百円を、それぞれ」とする。

5 改正後の第七条の二第二項の規定は、令和七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

6 改正後の別表の規定は、令和六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

この場合において、同日から令和七年三月三十一日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに令和六年四月一日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額に係る改正後の別表の規定の適用については、同表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「一〇、七六八円」とあるのは「一〇、二六三円」と、「一一、九六三円」とあるのは「一一、二四八円」と、「一二、六二五円」とあるのは「一一、九一八円」と、「一三、〇九八円」とあるのは「一二、五九〇円」とし、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「七、〇四五円」とあるのは「六、九六五円」と、「七、五〇五円」とあるのは「七、三八五円」と、「八、六二三円」とあるのは「八、三二〇円」と、「九、二七〇円」とあるのは「九、〇六三円」と

と、「九、六二〇円」とあるのは「九、五〇八円」とする。

条 例

埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第三十八号

埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例

埼玉県立げんきプラザ条例（平成十五年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表埼玉県立加須げんきプラザの項及び埼玉県立神川げんきプラザの項を削る。

別表第一埼玉県立加須げんきプラザの項及び埼玉県立神川げんきプラザの項を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

条 例

警察官に対する給貸与品に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十九号

警察官に対する給貸与品に関する条例の一部を改正する条例

警察官に対する給貸与品に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

「	冬	ワイシャツ	一
	合	ワイシャツ	一
冬	ネ	ネクタイ	一
	合	ネクタイ	一
冬	活動	ネクタイ	一
	合	活動ネクタイ	一

第二条第一項の表中

着	四月
着	四月
本	四月
本	四月
本	四月
本	四月
本	四月

「		を		「	
制服	ワイシャツ	ネ	クタイ	に	改め、同条第二項中「合活動服、冬活動ネクタイ

又は合活動ネクタイ」を「又は合活動服」に改め、同条第三項中「又は夏服スカート」を削り、「冬ワイシャツ及び合ワイシャツ」を「及び制服用ワイシャツ」に、「三着、冬ネクタイ及び合ネクタイ」を「四着、ネクタイ」に改める。

「けん銃 拳銃

第三条中 帯革 を 帯革 に改める。

けん銃つりひも 拳銃つりひも」

第六条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条本文中「き損」を「毀損」に、「代る」を「代わる」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十九年埼玉県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「一〇、八〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和七年七月二十八日に任期が満了することとなる参議院議員の任期満了による選挙から適用する。

条 例

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十一号

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成五年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百四十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（埼玉県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号」を「第四百四十三条第一項第五号」に改める。

第九条第一号中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改め、同条第二号中「五円十八銭」を「五円六十二銭」に、「三十八万六千五百円」を「四十一万九千円」に改める。

第十三条第一号中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同条第二号中「二十八円三十五銭」を「三十円七十三銭」に、「五十八万六千九百五円」を「六十万九千六百九十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。
- 2 改正後の第九条及び第十三条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二十八号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第五項中「第二項第六号」を「第二項第七号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

埼玉県公安委員会委員長 原 敏 成

埼玉県公安委員会規則第10号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則（昭和29年埼玉県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のとおり改める。

第 3 条 勤務の性質により制服の着用を要しない警察官については、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 4 日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年七月四日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第一項中「次項及び第三項において」を削り、「一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改め、同条中第五項を第八項とし、第二項から第四項までを三項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、一年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを管理者に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 非常勤職員以外の職員にあつては、一年につき七十七時間三十分を超えない範囲内。非常勤職員にあつては、一年につき当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間を超えない範囲内

3 前項の規定による申出をした職員は、特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、第一項の規定による部分休業の請求をすることができる。

第十三条の七の次に次の一条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十三条の八 管理者は、職員の育児休業等に関する条例第三十四条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「第一項申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第一項申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る第一項申出職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第三十四条の規定による申出に係る子の心身

の状況又は育児に関する第一項申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第一項申出職員の意向を確認するための措置

2 管理者は、三歳に満たない子を養育することを申し出た職員（以下この項において「第二項申出職員」という。）に対して、第二項申出職員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの一年間の内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第二項申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る第二項申出職員の意向を確認するための措置

三 第二項申出職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する第二項申出職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第二項申出職員の意向を確認するための措置

3 管理者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日（次項において「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間において、職員がこの規程による改正後の第十三条の三第二項第二号に掲げる範囲内で同条第一項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における同条第二項第二号の規定の適用については、同号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、「十」とあるのは「五」とする。

3 管理者は、施行日前においても、この規程による改正後の第十三条の八第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第六号

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年七月四日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「次項及び第三項において」を削り、「一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改め、同条中第五項を第八項とし、第二項から第四項までを三項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、一年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを管理者に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 非常勤職員以外の職員にあつては、一年につき七十七時間三十分を超えない範囲内。非常勤職員にあつては、一年につき当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間を超えない範囲内

3 前項の規定による申出をした職員は、特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、第一項の規定による部分休業の請求をすることができる。

第十三条の三の次に次の一条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十三条の四 管理者は、職員の育児休業等に関する条例第三十四条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「第一項申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第一項申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る第一項申出職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第三十四条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する第一項申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生

の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第一項申出職員の意向を確認するための措置

2 管理者は、三歳に満たない子を養育することを申し出た職員（以下この項において「第二項申出職員」という。）に対して、第二項申出職員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの一年間の内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第二項申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る第二項申出職員の意向を確認するための措置

三 第二項申出職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する第二項申出職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第二項申出職員の意向を確認するための措置

3 管理者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日（次項において「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間において、職員がこの規程による改正後の第十三条第二項第二号に掲げる範囲内で同条第一項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における同条第二項第二号の規定の適用については、同号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、「十」とあるのは「五」とする。

3 管理者は、施行日前においても、この規程による改正後の第十三条の四第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

告 示

埼玉県告示第五百五十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 形質変更時要届出区域

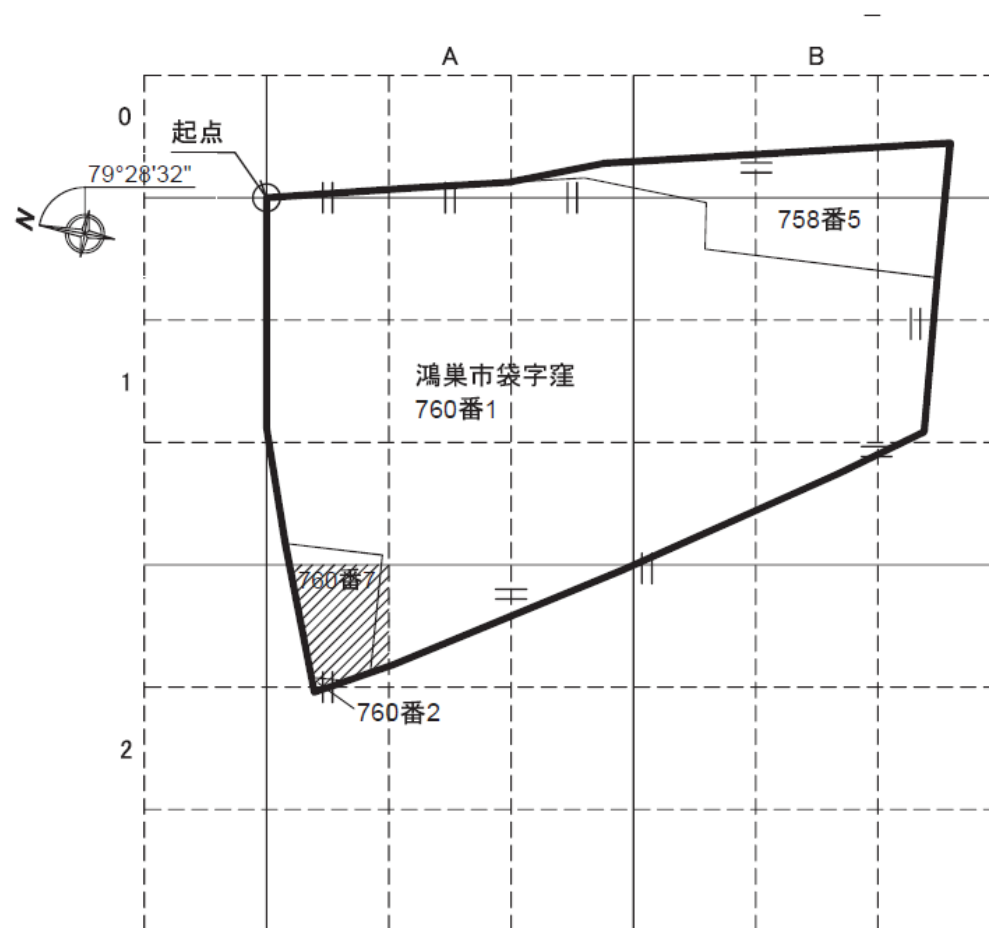
別図のとおり（埼玉県鴻巣市袋字窪七百六十番一の一部、七百六十番二及び七百六十番七の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

別図

鴻巣市袋字窪758番5、760番1、760番2、760番7



(凡例)

- 単位区画 (10m×10m=100㎡)
- 30m格子 (30m×30m=900㎡)
- == 区画統合
- 筆境界
- 対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域 (砒素溶出量)

【起点】

起点は、鴻巣市袋字窪760番1の最北端とする。

【格子の回転角度 (79度28分32秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示

埼玉県告示第五百五十二号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験の期日及び場所

試験 期 日	試 験 場 所
令和七年十二月十四日（日）	聖学院大学（埼玉県上尾市戸崎一―一）

二 試験区分

- イ 一般毒物劇物取扱者試験
- ロ 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- ハ 特定品目毒物劇物取扱者試験

三 試験科目

- イ 毒物及び劇物に関する法規
- ロ 基礎化学
- ハ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「省令」という。）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

- ニ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

四 受験手続

イ 受付方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/dokugekishiken/h30/goannai.html>）に掲載する。

ロ 受付期間

令和七年九月十八日（木）午前八時三十分から十月二日（木）午後十一時五十九分まで

五 試験手数料

一万千円を受験案内で指定する方法により納付すること。

六 合格発表

令和八年一月二十八日（水）午前九時から令和八年二月二十七日（金）午後五時まで埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/dokugekishiken/h30/goannai.html>）に掲載する。

七 その他

身体に障害がある等の理由で埼玉県電子申請・届出サービスの利用等が困難である場合には、埼玉県保健医療政策課（〇四八―八三〇―三五二三）までお問い合わせください。

告 示

埼玉県告示第五百五十三号

狭山市から狭山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年七月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 昌 行

路線名	薄小森線
供用開始の区間	秩父郡小鹿野町両神小森字押留二四 四七番一地从同郡同町両神小森 字押留二四三二番一地从まで (ただし、関係図書に表示する部分 に限る。)
供用開始の期日	令和七年七月四日
備考	令和七年五月十六日 付け埼玉県秩父県土 整備事務所長告示第 六号で告示した道路 予定区域の一部供用 開始である。 延長二八・四〇メー トル

告 示

埼玉県教委告示第十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和七年七月四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和七年七月十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県社会教育委員の委嘱について

ロ 埼玉県生涯学習審議会委員の任命について

ハ 埼玉県教育職員免許状再授与審査会委員の任命について

ニ その他